

議案第 64 号

里庄町議会議員及び里庄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

里庄町議会議員及び里庄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 11 月 30 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

公職選挙法施行令の一部改正により、国政選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラ等の作成の公営に要する経費に係る限度額等が引き上げられたことにより、この改正に準じて、里庄町議会議員及び里庄町長の選挙における、選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額等を引き上げる必要があるため、所要の改正をするものである。

これが、この議案を提出する理由である。

令和4年12月 日公布  
里庄町条例第 号

里庄町議会議員及び里庄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

里庄町議会議員及び里庄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和3年里庄町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「25,461円」を「25,933円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。